

法第 20 条 令第 82 条の 2 (層間変形角)

外壁に A L C 版等を用いた建築物の層間変形角

外壁に A L C 版又は押出成形セメント板を用いた建築物の層間変形角は、 $1/150$ 以内とすることができる。(昭和 55 年告示 第 1790 号、昭和 56 年 住指発第 96 号)